

薬食発0830第1号

平成23年8月30日

各 { 都道府県知事
政令市長
特別区長
地方厚生局長 } 殿

厚生労働省医薬食品局長



東日本大震災の被害者の児童福祉法第24条の3第4項の施設給付決定等についての権利利益に係る満了日の延長に関する政令(薬事法令関係)の施行について

現在、東日本大震災の被害者の特定権利利益(特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成8年法律第85号。以下「法」という。別添1参照。)第3条第1項に規定する特定権利利益をいう。以下同じ。)については、東日本大震災についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令(平成23年政令第19号。別添2参照。)に基づき、平成23年8月31日を限度として、当該特定権利利益に係る満了日を延長する措置が講じられているところである。

また、厚生労働省においては、同法第3条第2項の規定に基づく告示(平成23年厚生労働省告示第56号。別添3参照。)を制定し、同告示に規定された特定権利利益については、東日本大震災の被害者による当該特定権利利益に係る満了日の延長の申出を必要とせず、一律に満了日を平成23年8月31日まで延長することとする



措置を講じたところである。

今般、薬事法（昭和 35 年法律第 145 号）第 4 条第 1 項の薬局の開設の許可等については、平成 23 年 8 月 31 日の翌日以降においても満了日の延長の措置を特に継続して実施する必要があることから、法第 3 条第 4 項の規定に基づき、東日本大震災の被害者の児童福祉法第 24 条の 3 第 4 項の施設給付決定等についての権利利益に係る満了日の延長に関する政令（平成 23 年政令第 274 号。以下「令」という。別添 4 参照。）を制定し、これらの特定権利利益に係る満了日の延長措置の限度となる期日を平成 24 年 2 月 29 日とする措置を講じることとした。

これに伴う薬事に関する法令の運用における留意点等は下記のとおりであるので、御了知の上、その実施に遺漏なきを期されたい。

記

第 1 満了日の再延長を行った行政上の権利利益

令のうち薬事に関する権利利益の再延長を行ったものは次のとおりであること。

- 1 毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）関係
 - 毒物又は劇物の製造業若しくは輸入業又は販売業の登録（第 4 条第 1 項）
- 2 麻薬及び向精神薬取締法（昭和 28 年法律第 14 号）関係
 - 向精神薬輸入業者、向精神薬輸出業者、向精神薬製造製剤業者、向精神薬使用業者、向精神薬卸売業者及び向精神薬小売業者の免許（第 50 条第 1 項）
- 3 薬事法（昭和 35 年法律第 145 号）関係
 - 薬局の開設の許可（第 4 条第 1 項）
 - 医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の製造販売業の許可（第 12 条第 1 項）
 - 医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の製造業の許可（第 13 条第 1 項）
 - 医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の外国製造業者の

認定（第13条の3第1項）

- 指定管理医療機器又は体外診断用医薬品に係る登録認証機関の登録（第23条の2第1項）
- 医薬品の販売業の許可（第24条第1項）
- 高度管理医療機器又は特定保守管理医療機器の販売業又は賃貸業の許可（第39条第1項）
- 医療機器の修理業の許可（第40条の2第1項）

第2 留意事項

- 1 法第3条第2項の規定に基づく告示（平成23年厚生労働省告示第56号）による措置は、平成23年8月31日までとされていることから、平成23年8月31日の翌日以降において、東日本大震災の被害者が令に基づく特定権利利益に係る満了日の延長措置を受けるためには、当該者に対し、その特定権利利益について保全又は回復を必要とする理由を記載した書面（以下「申請書」という。）による満了日の延長の申し出を行わせる必要があること。

なお、申請書については、保有する権利利益、特定非常災害の被害者である旨等必要な事項が記載されていれば、様式は問わないこと。

また、申請書の記載事項については、必要な事項が簡潔に記載されていれば適当なものとして受理することとして差し支えないこと。

- 2 令に基づく特定権利利益に係る満了日の延長措置は、法第3条第4項に基づく特別措置であるので、東日本大震災の発生前と同様に、薬事に関する法令により許可等の更新を行うことのできる者については、令に基づく延長の措置をとることとはせず、薬事に関する法令により許可等の更新を行うこと。

東日本大震災の被害者の児童福祉法第二十四条の三第四項の施設給付決定等についての権利利益に係る満了日の延長に関する政令 参照条文

○ 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）（抄）

（特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）

第二条 著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、当該非常災害の被害者の行政上の権利利益の保全等を図り、又は当該非常災害により債務超過となつた法人の存立、当該非常災害に起因する民事に関する紛争の迅速かつ円滑な解決若しくは当該非常災害に係る応急仮設住宅の入居者の居住の安定に資するための措置を講ずることが特に必要と認められるものが発生した場合には、当該非常災害を特定非常災害として政令で指定するものとする。この場合において、当該政令には、当該特定非常災害が発生した日を特定非常災害発生日として定めるものとする。

2 前項の政令においては、次条以下に定める措置のうち当該特定非常災害に対し適用すべき措置を指定しなければならない。当該指定の後、新たにその余の措置を適用する必要があるときは、当該措置を政令で追加して指定するものとする。

（行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置）

第三条 次に掲げる権利利益（以下「特定権利利益」という。）に係る法律、政令又は内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第七條第三項若しくは第五十八條第四項（宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十八條第一項において準用する場合を含む。）若しくは国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第十二條第一項若しくは第十三條第一項の命令若しくは内閣府設置法第七條第五項若しくは第五十八條第六項若しくは宮内庁法第八條第五項若しくは国家行政組織法第十四條第一項の告示（以下「法令」という。）の施行に関する事務を所管する国の行政機関（内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法第四十九條第一項及び第二項に規定する機関並びに国家行政組織法第三條第二項に規定する機関をいう。以下同じ。）の長（当該国の行政機関が内閣府設置法第四十九條第一項若しくは第二項又は国家行政組織法第三條第二項に規定する委員会である場合にあつては、当該委員会）は、特定非常災害の被害者の特定権利利益であつてその存続期間が満了前であるものを保全し、又は当該特定権利利益であつてその存続期間が既に満了したものを回復させるため必要があると認めるときは、特定非常災害発生日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

(以下「延長期日」という。)を限度として、これらの特定権利利益に係る満了日を延長する措置をとることができる。

一 法令に基づく行政庁の処分(特定非常災害発生日以前に行つたものに限る。)により付与された権利その他の利益であつて、その存続期間が特定非常災害発生日以後に満了するもの

二 法令に基づき何らかの利益を付与する処分その他の行為を当該行為に係る権限を有する行政機関(国の行政機関及びこれらに置かれる機関並びに地方公共団体の機関に限る。)に求めることができる権利であつて、その存続期間が特定非常災害発生日以後に満了するもの

2 前項の規定による延長の措置は、告示により、当該措置の対象となる特定権利利益の根拠となる法令の条項ごとに、地域を単位として、当該措置の対象者及び当該措置による延長後の満了日を指定して行うものとする。

3 第一項の規定による延長の措置のほか、同項第一号の行政庁又は同項第二号の行政機関(次項において「行政庁等」という。)は、特定非常災害の被害者であつて、その特定権利利益について保全又は回復を必要とする理由を記載した書面により満了日の延長の申出を行ったものについて、延長期日までの期日を指定してその満了日を延長することができる。

4 延長期日が定められた後、第一項又は前項の規定による満了日の延長の措置を延長期日の翌日以後においても特に継続して実施する必要があると認められるときは、第一項の国の行政機関の長又は行政庁等は、同項又は前項の例に準じ、特定権利利益の根拠となる法令の条項ごとに新たに政令で定める日を限度として、当該特定権利利益に係る満了日を更に延長する措置をとることができる。

5 前各項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由がある場合における特定権利利益に係る期間に関する措置について他の法令に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

東日本大震災の被害者の児童福祉法第二十四条の三第四項の施設給付決定等についての権利利益に係る満了日の延長に関する政令 参照条文

○ 東日本大震災についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十三年政令第十九号）（抄）
（特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）

内閣は、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第二条第一項及び第二項 前段、第三条第一項、第四条第一項並びに第五条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（特定非常災害の指定）

第一条 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の特定非常災害として東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。第六条第一項において同じ。）を指定し、同日を同項の特定非常災害発生日として定める。

（特定非常災害に対し適用すべき措置の指定）

第二条 前条の特定非常災害に対し適用すべき措置として法第三条 から第七条 までに規定する措置を指定する。

（延長期日）

第三条 第一条の特定非常災害についての法第三条第一項の政令で定める日は、平成二十三年八月三十一日とする。

○厚生労働省告示第五十六号
 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の特定権利利益に係る期間の延長に關し当該延長後の満了日を平成二十三年八月三十一日とする措置を次のように指定する。
 平成二十三年三月十七日
 厚生労働大臣 細川 律夫

対象となる特定権利利益	対象者
健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第三項第一号の規定に基づく保険医療機関又は保険薬局の指定（平成二十三年東北地方太平洋沖地震に際し、災害救助法（昭和二十二年法律第一百八十八号）が適用された市町村の区域（東京都の区域を除く。以下「特定被災区域」という。）内に在る保険医療機関又は保険薬局に係るものに限る。）	特定被災区域内に保険医療機関又は保険薬局を有する者

職業安定法（昭和二十二年法律第一百四十一号）第三十条第一項の規定に基づく有料の職業紹介事業の許可	特定被災区域内に主たる事務所を有する者（平成二十三年四月九日までに当該許可の有効期間が満了する者を除く）
児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六条の三第二項の規定に基づく養育里親名簿への登録	特定被災区域内に居住地を有する者
児童福祉法第二十四条の二第一項の規定に基づく障害児施設給付費の支給	特定被災区域内に居住地を有する者
食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十二号）第十三条第一項の規定に基づく総合衛生管理製造過程の承認（特定被災区域内に在る製造所又は加工所に係るものに限る。）	特定被災区域内に製造所又は加工所を有する者
食品衛生法第五十二条第一項の規定に基づく営業の許可（特定被災区域内に在る営業所に係るものに限る。）	特定被災区域内に営業所を有する者
旅館業法（昭和二十三年法律第二百三十八号）第三条の三第一項の規定に基づく旅館業の許可を受けた地位の承継の申請（特定被災区域内において経営される旅館業に係るものに限る。）	特定被災区域内において経営される旅館業を承継する者
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第四十五条第二項の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付	特定被災区域内に居住地を有する者
毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第二百三十三号）第四条第一項の規定に基づく毒物又は劇物の製造業若しくは輸入業又は販売業の登録（特定被災区域内に在る製造所若しくは営業所又は店舗に係るものに限る。）	特定被災区域内に製造所若しくは営業所又は店舗を有する者
麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第五十条第一項の規定に基づく向精神薬輸入業者、向精神薬輸出業者、向精神薬製造製剤業者若しくは向精神薬使用業者又は向精神薬卸売業者若しくは向精神薬小売業者の免許（特定被災区域内に在る向精神薬営業所に係るものに限る。）	特定被災区域内に向精神薬営業所を有する者
薬事法（昭和三十五年法律第四十五号）第四条第一項の規定に基づく薬局の開設の許可（特定被災区域内に在る薬局に係るものに限る。）	特定被災区域内に薬局を有する者
薬事法第十二条第一項の規定に基づく医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の製造販売業の許可（特定被災区域内に在る事務所に係るものに限る。）	特定被災区域内に事務所を有する者
薬事法第十三条第一項の規定に基づく医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の製造業の許可（特定被災区域内に在る製造所に係るものに限る。）	特定被災区域内に製造所を有する者
薬事法第十三条の三第一項の規定に基づく医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の外国製造業者の認定	特定被災区域内において外国製造業者の認定の申請をする者
薬事法第二十三条の六第一項の規定に基づく指定管理医療機器又は体外診断用医薬品に係る登録認証機関の登録（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	特定被災区域内において登録認証機関の登録の申請をする者

<p>薬事法第三十九条第一項の規定に基づく高度管理医療機器又は特定保守管理医療機器の販売業又は賃貸業の許可（特定被災区域内に在る営業所に係るものに限る。）</p>	<p>特定被災区域内に営業所を有する者</p>
<p>薬事法第四十条の二第一項の規定に基づく医療機関の修理業の許可（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）</p>	<p>特定被災区域内に事業所を有する者</p>
<p>薬事法第二十四条第一項の規定に基づく医薬品の販売業（配置販売業を除く。）の許可（特定被災区域内に在る店舗に係るものに限る。）</p>	<p>特定被災区域内に店舗を有する者</p>
<p>薬事法第二十四条第一項の規定に基づく医薬品の販売業（配置販売業に限る。）の許可（特定被災区域内において行われる業務に係るものに限る。）</p>	<p>特定被災区域内において業務を行う者</p>
<p>戦没者の父母等に対する特別給付金支給法（昭和四十二年法律第五十七号）第四条に規定する特別給付金を受ける権利の請求</p>	<p>特定被災区域内に居住地を有する者</p>
<p>建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）第十二条の二第一項の規定に基づく建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録（特定被災区域内に在る営業所に係るものに限る。）</p>	<p>特定被災区域内に営業所を有する者</p>
<p>労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第五条第一項の規定に基づく一般労働者派遣事業の許可</p>	<p>特定被災区域内に主たる事務所を有する者（平成二十三年六月十日までに当該許可の有効期間が満了する者を除く。）</p>
<p>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則（平成六年厚生省令第六十三号）第十三条第一項の規定に基づく自立支度金の支給の申請</p>	<p>特定被災区域内に居住地を有する者</p>
<p>介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条本文の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）</p>	<p>特定被災区域内に事業所を有する者</p>
<p>介護保険法第四十二条の二第一項本文の規定に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）</p>	<p>特定被災区域内に事業所を有する者</p>
<p>介護保険法第四十六条第一項の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）</p>	<p>特定被災区域内に事業所を有する者</p>
<p>介護保険法第四十八条第一項第一号の規定に基づく指定介護老人福祉施設の指定</p>	<p>特定被災区域内の介護老人福祉施設</p>
<p>介護保険法第四十八条第一項第三号の規定に基づく指定介護療養型医療施設の指定</p>	<p>特定被災区域内の介護療養型医療施設</p>
<p>介護保険法第五十三条第一項本文の規定に基づく指定介護予防サービス事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）</p>	<p>特定被災区域内に事業所を有する者</p>
<p>介護保険法第五十四条の二第一項本文の規定に基づく指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）</p>	<p>特定被災区域内に事業所を有する者</p>
<p>介護保険法第五十八条第一項の規定に基づく指定介護予防支援事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）</p>	<p>特定被災区域内に事業所を有する者</p>

<p>介護保険法第六十九条の二第一項の規定に基づく介護支援専門員の登録</p>	<p>特定被災区域内に居住地を有する者</p>
<p>介護保険法第九十四条第一項の規定に基づく介護老人保健施設の許可（特定被災区域内に在る施設に係るものに限る。）</p>	<p>特定被災区域内の介護老人保健施設の開設者</p>
<p>臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十九号）附則第三条第二項の規定に基づく衛生検査技師の免許</p>	<p>特定被災区域内に居住地を有する者</p>
<p>障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第十九条第一項の規定に基づく介護給付費等の支給決定</p>	<p>特定被災区域内に居住地を有する者</p>
<p>障害者自立支援法第五十二条第一項の規定に基づく自立支援医療費の支給認定</p>	<p>特定被災区域内に居住地を有する者</p>

東日本大震災の被害者の児童福祉法第二十四条の三第四項の施設給付決定等についての権利利益に係る満了日の延長に関する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十三年八月三十日

内閣総理大臣 菅 直人

政令第二百七十四号

東日本大震災の被害者の児童福祉法第二十四条の三第四項の施設給付決定等についての権利利益に係る満了日の延長に関する政令

内閣は、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第三条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

東日本大震災についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十三年政令第十九号）第一条の規定により特定非常災害として指定された東日本大震災の被害者の権利利益であつて次に掲げるものについての特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第四項の政令で定める日は、平成二十四年二月二十九日とする。

一 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十四条の三第四項の施設給付決定を受けたことにより、同法第二十四条の二第一項の規定により障害児施設給付費の支給を受けることができること。

二 食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第五十二条第一項の許可を受けたことにより、同法第五十一条に規定する営業を営むことができること。

三 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
 (昭和二十五年法律第百二十三号) 第四十五条
 第二項の政令で定める精神障害の状態にあること
 により、同項又は同条第四項の認定を受けた
 ことにより、精神障害者保健福祉手帳の交付を
 受けていること。

四 毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三
 百三十三号) 第四条第一項の登録を受けたことよ
 り、同法第二条第一項に規定する毒物又は同条
 第二項に規定する劇物の製造業若しくは輸入業
 又は販売業を営むことができること。

五 麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律
 第十四号) 第五十条第一項の免許を受けたこと
 により、向精神薬(同法第二条第六号に規定す
 る向精神薬をいう。以下この号において同じ。)を
 輸入すること、向精神薬を輸出すること、向
 精神薬を製造すること(向精神薬を精製すること
 及び向精神薬に化学的变化を加えて他の向精
 神薬にすることを含む)若しくは向精神薬を製
 剤すること(向精神薬に化学的变化を加えない
 で他の向精神薬にすることをいい、調剤を除
 く)若しくは向精神薬を小分けすること(他人
 から譲り受けた向精神薬を分割して容器に収め
 ることをいう。)向精神薬に化学的变化を加え
 て向精神薬以外の物にすること、同法第二条第
 三十二号に規定する向精神薬取扱者に向精神薬
 を譲り渡すこと又は向精神薬を記載した処方箋
 により調剤された向精神薬を譲り渡すことを業
 とすることができること。

六 薬事法(昭和二十五年法律第百四十五号) 第
 四十一条の許可を受けたことにより、同法第
 二条第十一項に規定する薬局を開設することが
 できること。

七 薬事法第十二条第一項の許可を受けたことに
 より、医薬品(同法第二条第一項に規定する医
 薬品をいい、専ら動物のために使用されること
 が目的とされているものを除く。以下同じ。)、
 医薬部外品(同法第二条第二項に規定する医薬
 部外品をいい、専ら動物のために使用されるこ
 とが目的とされているものを除く。以下同じ。)、
 化粧品(同法第二条第三項に規定する化粧品を
 いう。以下同じ。))又は医療機器(同法第二条第
 四項に規定する医療機器をいい、専ら動物のた
 めに使用されること目的とされているものを
 除く。以下同じ。))の製造販売業を営むことが
 できること。

八 薬事法第十三条第一項の許可を受けたことに
 より、医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機
 器の製造業を営むことができること。
 九 薬事法第十三条の三第一項の認定を受けたこ
 とにより、本邦に輸出される医薬品、医薬部外
 品、化粧品又は医療機器を製造することができる
 こと。

十 薬事法第二十三条の二第一項の登録を受けた
 ことにより、同項の認証を行うことができるこ
 と。

十一 薬事法第二十四条第一項の許可を受けたこ
 とにより、医薬品の販売業を営むことができる
 こと。
 十二 薬事法第三十九条第一項の許可を受けたこ
 とにより、同項に規定する高度管理医療機器等
 (専ら動物のために使用されることが目的とさ
 れているものを除く。))の販売業又は貸貸業を営
 むことができること。

十三 薬事法第四十条の二第一項の許可を受けた
 ことにより、医療機器の修理業を営むことがで
 きること。

十四 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法
 (昭和四十二年法律第五十七号) 第四条の規定
 により特別給付金を受ける権利の請求を
 することができること。

十五 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永
 住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年
 法律第三十号) 第七条の規定による自立支度金
 の支給の申請をすることができること。

十六 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)
 第四十一条本文の規定を受けたことによ
 り、同項本文に規定する居宅介護サービス費の
 支給に係る同法第八条第一項に規定する居宅
 サービスを提供することができること。

十七 介護保険法第四十二条の二第一項本文の指
 定を受けたことにより、同項本文に規定する地
 域密着型介護サービス費の支給に係る同法第八
 条第十四項に規定する地域密着型サービスを提供
 することができること。

十八 介護保険法第四十六条第一項の指定を受け
 たことにより、同項に規定する居宅介護サービ
 ス計画費の支給に係る同法第八条第二十一項に
 規定する居宅介護支援を提供することができる
 こと。

十九 介護保険法第四十八条第一項第一号の指定
 を受けたことにより、同項本文に規定する施設
 介護サービス費の支給に係る同法第八条第二十
 四項に規定する介護福祉施設サービスを提供す
 ることができること。

二十 介護保険法第四十八条第一項第三号の指定
 を受けたことにより、同項本文に規定する施設
 介護サービス費の支給に係る同法第八条第二十
 六項に規定する介護療養施設サービスを提供す
 ることができること。

二十一 介護保険法第五十三条第一項本文の指定
 を受けたことにより、同項本文に規定する介護
 予防サービス費の支給に係る同法第八条の二第
 一項に規定する介護予防サービスを提供するこ
 とができること。

二十二 介護保険法第五十四条の二第一項本文の
 指定を受けたことにより、同項本文に規定する
 地域密着型介護予防サービス費の支給に係る同
 法第八条の二第十四項に規定する地域密着型介
 護予防サービスを提供することができること。

二十三 介護保険法第五十八条第一項の指定を受
 けたことにより、同項に規定する介護予防サー
 ビス計画費の支給に係る同法第八条の二第十八
 項に規定する介護予防支援を提供することがで
 きること。

二十四 介護保険法第六十九条の七第一項の介護
 支援専門員証の交付を受けたことにより、同法
 第七条第五項に規定する介護支援専門員として
 の業務を行うことができること。

二十五 介護保険法第九十四条第一項の許可を受
 けたことにより、同法第八條第二十五項に規定
 する介護老人保健施設を開設することができる
 こと。

二十六 障害者自立支援法(平成十七年法律第百
 二十三号) 第十九条第一項の支給決定を受けた
 ことにより、同法第二十九條第一項、第三十條
 第一項又は附則第二十一條第一項の規定により
 同法第十九條第一項の介護給付費等の支給を受
 けることができること。

二十七 障害者自立支援法第五十二条第一項の支
 給認定を受けたことにより、同法第五十八條第
 一項の規定により自立支援医療費の支給を受け
 ることができること。

附則
 この政令は、公布の日から施行する。
 厚生労働大臣 細川 律夫
 内閣総理大臣 菅 直人